

事務連絡
令和6年11月18日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

確定拠出年金Q&Aの改定について

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第152号）が令和6年12月1日より施行されること等を踏まえ、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金Q&A」について、別添のとおり改定し、令和6年12月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。